

阿賀野市条例第18号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(阿賀野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 阿賀野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年阿賀野市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年阿賀野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第8条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

(阿賀野市職員の降給に関する条例の一部改正)

第3条 阿賀野市職員の降給に関する条例(平成28年阿賀野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「阿賀野市職員の給与に関する条例」を「阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例」に改め、「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例附則第13項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

2 阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例附則第13項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに阿賀野市一般

職の職員の給与に関する条例附則第13項その他市長が定める規定による降給とする」とする。

- 3 第5条の規定は、阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例附則第13項その他市長が定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、市長が定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(阿賀野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 阿賀野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成16年阿賀野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「職員については、」の次に「報酬の額(」を加え、「第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額」を「第19条から第22条までに規定する報酬の額を除く。)。以下同じ。」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年阿賀野市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の4第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年阿賀野市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加え、「調整額」を削る。

第4条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を削る。

第4条の2第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2第2項中「平成23年」の次に「阿賀野市」を加え、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「交通機関」を「交通機関等」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同項第3号中「交通機関を」を「交通機関等を」に改め、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項、第3項及び第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第1号及び同条第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条の5第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の8第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第2項から第9項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 1 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 1 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 阿賀野市職員の定年等に関する条例（平成16年阿賀野市条例第33号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 阿賀野市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 1 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の

級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200

（阿賀野市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第7条 阿賀野市職員等の旅費に関する条例（平成16年阿賀野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年阿賀野市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(阿賀野市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 阿賀野市職員の再任用に関する条例(平成16年阿賀野市条例第34号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用さ

れた職員をいう。

(阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年阿賀野市条例第38号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第10条第2項及び第13条第2項から第4項までの規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条の5第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第16条の8第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の

算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例第 4 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項から第 9 項まで、第 8 条から第 9 条の 4 まで並びに第 10 条の 2 並びに新給与条例第 4 条第 4 項及び第 6 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第 1 3 項から第 1 9 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
（阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 5 条 阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条及び第 5 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。